

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

| 旧（令和6年10月） | 新（令和7年10月） | 摘要 |
|---|--|----|
| <p>出来形管理基準及び規格値</p> <p>令和2年10月改定 令和3年10月改定 令和4年10月改定 令和5年10月改定 令和6年10月改定</p> | <p>出来形管理基準及び規格値</p> <p>令和2年10月改定 令和3年10月改定 令和4年10月改定 令和5年10月改定 令和6年10月改定 令和7年10月改定</p> | |

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

| 旧（令和6年10月） | | | | | 新（令和7年10月） | | | | | 摘要 |
|--------------|-----------|---|-------------|----|--------------|-----------|---|-------------|----|----|
| 章、節 | 条 | 枝番 | 準用する出来形管理基準 | 頁 | 章、節 | 条 | 枝番 | 準用する出来形管理基準 | 頁 | |
| 第7節 地盤改良工 | 2-7-9 固結工 | スラリー搅拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編 固結工（スラリー搅拌工）編」による管理の場合 | | 87 | 第7節 地盤改良工 | 2-7-9 固結工 | スラリー搅拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編 固結工（スラリー搅拌工）・ <u>バーチカルドレン工編</u> による管理の場合 | | 87 | 追加 |

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

| 旧（令和6年10月） | | | | | | | 新（令和7年10月） | | | | | | | 摘要 |
|------------|--------|---------|---|----|---|---|------------|--------|---------|---|----|---|---|----|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 対象箇所 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 対象箇所 | |
| 3 土木工事共通編 | 2 一般施工 | 7 地盤改良工 | 7 | | バーチカル ドレン工 (サンドド レーン工) (ペーパー ^一 ドレン 工) (袋詰式サ ンドドレー ン工) | 【測定基準】 20本に1箇所。20本以下は2箇所測定。1 箇所に4本測定。ただし、ペーパードレン の杭径は対象外とする。 | 3 土木工事共通編 | 2 一般施工 | 7 地盤改良工 | 7 | | バーチカル ドレン工 (サンドド レーン工) (ペーパー ^一 ドレン 工) (袋詰式サ ンドドレー ン工) | 【測定基準】 100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。ただし、ペーパードレー ンの杭径は対象外とする。 <u>ペーパードレン工においては、「3次元計 測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規 定による測点の管理方法を用いることがで きる。</u> | 追加 |

新旧対照表（出来形管理基準及び規格値）

| 旧（令和6年10月） | | | | | | | 新（令和7年10月） | | | | | | | 摘要 |
|--------------|-----------|------------|---|----|---|------------------------|--------------|-----------|------------|---|----|---|--|----|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 対象箇所 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 対象箇所 | |
| 3 土木工事共通編 | 2 一般施工 | 7 地盤改良工 | 8 | | 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工) | 全本数 計器管理にかえることができる。 | 3 土木工事共通編 | 2 一般施工 | 7 地盤改良工 | 8 | | 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工) | 【測定基準】 全本数 計器管理にかえることができる。 <u>サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u> | 追加 |
| 3 土木工事共通編 | 2 一般施工 | 7 地盤改良工 | 9 | 2 | 固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合 | | 3 土木工事共通編 | 2 一般施工 | 7 地盤改良工 | 9 | 2 | 固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工）・バーチカルドレン工編」による管理の場合 | | 追加 |